

日高町教育大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、令和元年12月17日に開催した総合教育会議にて協議・調整し、令和2年度から令和5年度までの新たな教育大綱を策定しました。

日高町教育大綱 (令和元年12月策定)

1 大綱の位置づけ

日高町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年12月に策定しております。

現在の教育を取り巻く環境をふまえ、新たな教育の方向性を導き出すため教育大綱を定める必要があります。

日高町では、平成30年度を初年度とする第2次日高町総合振興計画を策定しました。教育の振興に関する総合的な施策も含んでおり、教育大綱の内容と何ら変わるものではありません。

そのため、総合教育会議にて協議・調整した結果、同計画の教育に関する基本計画をもって、日高町教育大綱とすることといたしました。

2 大綱の期間

令和2年度から令和5年度の4年間を対象としますが、必要に応じ、内容を見直すこともあります。

3 大綱の基本目標

「豊かな心を育む教育、文化のまちづくり」

次代を担う子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを感じ、創造性を発揮できる環境づくりを行うとともに、地域が有する自然や歴史、伝統的な文化などを大切にした生涯教育の充実を図ります。

4 大綱の基本方針及び方向性

☐ ひとりひとりの学びを保障し、生きる力を育む…学校教育の視点

方向性1 確かな学力を育成する教育の推進

- 観点1 必要な資質・能力を身につけさせる学校教育の充実
- 観点2 幼児教育と子どもの育ちをつなげる校種間連携の充実
- 観点3 ICT機器を利用した学びの推進

方向性2 豊かな心と健やかな体の育成する教育の充実

- 観点1 道徳教育など感性を育む教育の充実
- 観点2 体力向上の取組の推進

観点3 コミュニケーション能力を向上させる教育の充実

観点4 学校図書館の充実及び読書活動の推進

方向性3 特別なニーズに対応した教育の推進

観点1 特別支援学級等、教育環境の整備

観点2 教育的ニーズに応じた指導や支援

方向性4 グローバル社会で活躍できる能力の育成

観点1 外国語教育の充実

観点2 グローバル化に対応した教育環境づくりの推進

だ 「だれでも、いつでも、どこでも」学び続ける生涯教育の振興…社会教育の視点

方向性5 いつでもどこでも仲間と学ぶことのできる生涯学習の充実

観点1 生涯学習の推進

観点2 図書館郷土資料館等の機能の充実

方向性6 学びの成果を活かす環境づくり

観点1 日高町体育協会及び日高町文化協会との連携による各種事業の展開

観点2 関係団体及び活動を支える人材育成の支援

方向性7 文化・芸術・スポーツの振興と充実

観点1 社会教育プログラムの充実

観点2 社会の要請と町民のニーズに対応できる事業の展開

か かかわりを大切にし、安心・安全に学べる教育環境の整備…環境整備の視点

方向性8 安全な施設・設備の整備

観点1 校舎の大規模改修など安全な学校施設の整備

観点2 設備・備品の充実

観点3 社会教育施設の整備

方向性9 協働による教育環境・地域づくり

観点1 学校・家庭・地域・行政の連携によるコミュニティ・スクールの充実

観点2 教職員の資質・能力の向上

観点3 働き方改革の推進

方向性10 子どもの健全育成の推進

観点1 早寝早起き朝ごはん運動の推進

観点2 家庭学習支援の推進

観点3 地域全体による安心・安全な学びを支援する取組の推進

方向性11 教育費の助成・支援

観点1 義務教育における、就学援助費による支援

観点2 高等学校における、生徒、保護者への財政支援

観点3 給食費の助成

【お問い合わせ先】 日高町役場 総務課 電話 01456-2-5131
日高町教育委員会 管理課 電話 01456-2-3721